

平成24年4月19日

保護者様

京都市立伏見板橋小学校

校長 山下 高史

インフルエンザ感染予防に向けて

春たけなわの今日この頃、保護者のみなさまには、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本校学校教育推進のためご理解、ご支援を賜り、ありがとうございます。

さて、本校では昨年度末より、インフルエンザに感染している児童が多い状態が続いておりました。今年度に入ってからも、インフルエンザ等で欠席している児童がいることから、まだまだ油断できない状況です。学校では引き続き、手洗い・うがいの励行や換気に気を付けていきたいと思います。

インフルエンザ感染等による児童・生徒の出席停止期間について、文部科学省より平成24年4月2日付で一部改正の通知がありましたのでお知らせいたします。

(以前の基準)

インフルエンザの出席停止期間の基準は、「解熱した後2日を経過するまで」

(今回改定)

インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

・インフルエンザ感染による出席停止期間のカウント方法について

■発症した後5日

⇒発症した日は0日とし、カウントしない。発症翌日から5日間を経過するまで。

■解熱した後2日

⇒解熱した日は0日とし、カウントしない。解熱翌日から2日を経過するまで。

ご家庭におかれましても、下記の点にご注意いただくと共に、今後子たちが発熱し、インフルエンザの疑いがある場合は、なるべく早く受診されますようお願いいたします。

- ① うがいや手洗いを励行する。咳等の症状がある場合は、必要に応じてマスクを着用する。
- ② 夜は早く寝て、体を十分休める。
- ③ 微熱があり、体調がすぐれない健康状態の場合は無理に登校しない。
- ④ 繁華街、デパート、映画館など多数の人が集まる所は避ける。
- ⑤ 風邪の症状が見られた場合は、インフルエンザの可能性もあるので、早めに休養し、医師の診断を受ける。

※インフルエンザや風邪を疑う症状等があつて欠席する場合、必ず学校に連絡いたしますよう、お願いいたします。